

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第112条の2第2項第2号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関等の名称
林業・木材製造業労働災害防止協会
- 2 登録、失効等の事由の別
法人の代表者の交代による法人の代表者の氏名の変更
変更前 中崎 和久
変更後 平方 宏
- 3 代表者の氏名
平方 宏
- 4 技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地等
事務所の名称
林業・木材製造業労働災害防止協会 栃木県支部
所在地
栃木県宇都宮市新里町丁277-1
- 5 行うことができる技能講習
栃基登第5号 木材加工用機械作業主任者技能講習
栃基登第23号 フォークリフト運転技能講習
栃基登第174号 はい作業主任者技能講習
栃基登第185号 玉掛け技能講習
栃基登第186号 小型移動式クレーン運転技能講習
栃基登第233号 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- 6 登録、失効等の事由の発生日
令和8年6月2日

栃木労働局長

